

（表9）補助事業の概要

補助対象経費	設置目的・運用方法等	補助率	補助限度額
<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入する防犯カメラ（1施設2台まで）、モニター、録画装置等の機器購入経費 録画装置等を管理するための施設できる什器等の購入経費 設置工事費（リース、レンタル機器に係る経費を除く） カメラ位置を表示するスレッカー等の制作費 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設において、不特定多数の者が利用する場所の撮影のため固定して設置 カメラ設置について明確かつ適切に表示 プライバシー保護のため映像等の記録が流出・漏えいしないよう厳正な管理の実施 画像記録装置・記録媒体は施設等により防護された場所に保管 	1施設当たりの補助対象経費の2分の1以内	1施設当たり900千円

（間接経費、既存設備の撤去費、リースやレンタルによる設置機器に係る経費、契約書等の書面が不備である経費、事業内容等に対する著しく高額な経費、他の補助制度の対象となった経費等は対象外）

（表10）画像記録装置・記録媒体の設置状況の確認が不十分な案件（単位：台、円）

宿泊施設	設置台数	補助申請額	交付決定額	額の確定		確認が不十分な状況
				補助対象経費	確定額	
A	2	388,000	388,000	776,000	388,000	画像記録装置・記録媒体の設置場所について、施設可能な場所であることが確認できない。

（2）局及び団体

ア 東京観光財団補助金について

産業労働局は、財団に対し、財団の管理運営に係る人件費等の経費を補助するため、「東京観光財団補助金交付要綱」を定め、東京観光財団補助金（以下「補助金」という。）を交付している。そこで、補助金の交付状況や会計処理について確認したところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

（ア）補助金を返還すべきもの

財団は、執行した事業費を「都費事業」・「自主事業」・「収益事業」の三つに区分しており、補助対象の金額について、管理費のうち、事業費全体における「都費事業」の占める割合に相当するものと、事務費とを合計したものを実績報告として局へ提出している。しかしながら、令和4年度分において、本来「自主事業」の区分に計上すべき一部の事業費を誤って「都費事業」に計上していることが認められた。このため、連動して事業費全体における「都費事業」の占める割合も誤っていることから、表11のとおり、45万5,073円を過大な交付となっており、適正でない。

財団は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。
局は、財団に対し補助金の返還を求められたい。

（公益財団法人東京観光財団）
（産業労働局）

（表11）令和4年度分補助対象金額の算定

項目	誤		正		過大交付額
	金額	構成比 (注)	金額	構成比 (注)	
管理費	1,137,683,981	100	1,137,683,981	100	
都費事業①	1,130,175,265	99.33	1,129,720,192	99.29	
自主事業	3,185,520	0.28	3,640,593	0.32	
収益事業	4,323,196	0.37	4,323,196	0.37	
都費事業に係る事務費②	11,756,904		11,756,904		
補助金交付決定額(①+②)	1,141,932,169		1,141,477,096		455,073

（注）管理費の構成比は、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない。

（イ）会計処理を適正に行うべきもの
補助金については、公益目的事業会計と、理事会等の組織運営に関わる経費は法人会計の区分で経理を行っている。
そこで、令和3年度の収支決算書における正味財産増減計算書内訳表の計上金額について

見たところ、表12のとおり、「観光財団管理運営補助金」の科目において、法人会計で経理すべき25万1,750円が計上されず、「東京都観光・コンベンション振興事業補助金」の科目で計上しており、適正でない。
財団は、補助金に係る会計処理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(表12) 正味財産増減計算書内訳表における計上金額の正誤

(単位：円)

科目	正誤	公益目的事業会計	法人会計	合計
観光財団管理運営補助金	誤	978,704,087	0	978,704,087
	正	978,452,337	251,750	978,704,087
東京都観光・コンベンション振興事業補助金	誤	707,503,028	251,750	707,754,778
	正	707,754,778	0	707,754,778

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助及び負担金対象事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 補助事業			
①財団の管理・運営	289,125	978,704	1,141,932
②観光情報発信事業	211,432	166,894	299,422
③東京ブランドの発信事業	24,743	12,161	11,714
④東京観光の魅力発信キャンペーン事業	52,135	92,352	187,159
⑤市場の特性に応じた観光プロモーション事業			
⑥多様なチャネルを活用したBoBプロモーション事業			
⑦MICE連携推進協議会の運営事業	948	4,232	4,196
⑧MICE情報発信の展開事業	104,227	135,424	300,464
⑨MICEプロモーション基盤強化事業	21,151	29,734	10,258
⑩国内会議等の国際化支援事業	3,791		
⑪国際会議誘致活動事業		1,064	4,886
⑫報奨旅行等誘致・開催支援事業	11,679		11,436
⑬島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業			4,584
⑭ユニークベニュー魅力発信事業		54,436	80,970
⑮ユニークベニュー会場運営支援事業	9,650	15,677	41,655
⑯都市間連携によるMICE誘致の推進事業	21,156	11,111	22,001
⑰タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)	171,211		
⑱観光交通インフラ整備支援事業	4,080		
⑲島しょ地域緑結ひ観光事業	4,818	9,923	
⑳地域における観光まちづくり支援事業	17,597	14,527	15,924
㉑ライオットップ等情報発信事業			10,086
㉒地域振興事業	1,936	756	3,344
㉓ウェルカムカード作成等事業	69,133	120,182	99,389
㉔ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るイベント制作等事業	26,103	22,876	22,074
㉕青少年の教育旅行受入促進事業		16	24,691
㉖免税店支援情報発信事業	13,884	16,095	

②地域の街歩きツアー発信事業	51,212	31,343	
③観光事業者向けオンラインツアー支援センターの運営事業			33,510
2 負担金事業			
①東京の魅力発信プロジェクト事業		—	70,075
②東京から日本の魅力新発見事業	269,789	211,928	295,382
③国際スポーツ大会を契機とした観光振興事業	40,259	38,801	39,504
④世界自然遺産を活用した観光振興事業	75,220	75,587	123,451
⑤渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携事業	54,675	130,976	132,133
⑥東京と近隣県の魅力再発見事業		24,835	36,450
⑦多摩地域におけるMICEイベント開催事業			17,591
⑧MICE専門人材育成事業	27,140	31,193	28,665
⑨民間事業者と連携した旅行者誘致事業	93,622		

イ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 観光インフラ整備推進事業			
①観光インフラ整備支援	368,462	136,918	46,647
②宿泊施設でのバリアフリー化推進	243,620	853,546	562,791
③宿泊施設非接触型サービス等導入支援	102,799	1,174,286	—
④観光経営・インバウンド対応力強化	67,348	24,980	49,885
⑤デジタルサイン設置・運営	330,898	241,460	237,994
その他	13 事業合計 814,417	11 事業合計 168,607	10 事業合計 123,923
2 地域観光振興事業			
①東京ライトアップ発信プロジェクト	150,459	39,490	68,151
②新たなツアーリズム開発支援事業	38,048	11,222	135,401
③島しょ地域キャッシュレス化推進事業	138,493	144,521	223,778
④ナイトライヴ観光の推進	3,026	210,354	—
⑤都内観光促進事業	197,627	319,303	149,616
⑥高齢者を感銘から守る宿泊施設への滞在支援事業		—	114,610
その他	9 事業合計 211,594	13 事業合計 233,418	16 事業合計 266,150
3 被災地応援ツアー	14,582	4,565	12,124
4 国際会議誘致・開催支援事業	2,746	—	115,031

5 国際イベント誘致・開催支援事業	—	—	—
6 MICE施設の受入環境整備支援事業	21,220	13,098	12,232
7 ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業	11,410	3,767	1,811
8 MICE拠点育成支援事業	8,688	5,682	8,392
9 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援事業	11,790	8,421	4,232
10 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業			3,423
11 次世代型MICE開催支援・ハイブリッド型会議等開催支援事業			10,998
12 東京観光の魅力発信キャンペーン事業		31,519	—
13 国内向け誘客の新たな展開事業		—	32,909
14 地域観光支援事業			26,955,688
15 観光産業の活性化推進事業			14,184

2 参考資料
(1) 補助事業の主な実績

事業名	令和3年度	令和4年度
観光情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> 東京の観光公式サイト「60 TOKYO」の運営 (9言語10種類、アクセス数6,813,419件) SNS による情報発信 (読者数1,020,664件) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京の観光公式サイト「60 TOKYO」の運営 (9言語10種類、アクセス数15,224,674件) SNS による情報発信 (読者数1,212,611件)
東京ブランドの発信事業	<ul style="list-style-type: none"> 東京ブランド「ロコ」管理事務局の運営 東京ブランド「ロコ」公式サイト 	<ul style="list-style-type: none"> 東京ブランド「ロコ」管理事務局の運営 東京ブランド「ロコ」公式サイト
(令和3年度) 市場の特性に応じた観光プロモーション事業 (令和4年度) 多様なチャネルを活用した BioBプロモーション事業	<ul style="list-style-type: none"> 旅行博出展12件 訪問営業 (3か国の市場におけるオンライン商談会の実施) 海外エージェント招聘 (オンライン実施、招聘者2名) BtoCプロモーション (一般消費者対象のオンラインツアー2件) 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行博出展11件 商談会への参加87件
(イ) 市場横断型観光プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 東京ニューズの配信 (月1回) メディアアサポート1件 民間企業とのジョイントプロモーション1件 	<ul style="list-style-type: none"> 東京ニューズの配信 (月1回) メディアアサポート38件 民間企業とのジョイントプロモーション2件 大型旅行博への出展3件
MICE連携推進協議会の 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議会2回、部会8回開催 「東京都MICEシンポジウム2022」のオンライン開催 (参加者数290名) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会2回、部会8回開催 「東京都MICEシンポジウム2023」のオンライン開催 (参加者数177名)
MICE情報発信の展開事業	<ul style="list-style-type: none"> 広告掲載40件 オンラインプロモーション (実施回数4回、延べ参加者数116名) オンライン誘致ツール「Tokyo Virtual Site Visit」の運営 海外MICE見本市オンライン出展2件 プロモーション動画作成5件 	<ul style="list-style-type: none"> 広告掲載43件 フレムトリップ (実施回数4回、招聘者42名) オンライン誘致ツール「Tokyo Virtual Site Visit」の運営 海外MICE見本市共同出展3件 訪問営業 (延べ参加者数37社)
MICEプロモーション基盤の強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ベストプラクティス・グローバルライアンスへの加盟・情報収集 研修会等へのオンライン参加 (11名) UJA Associations Round Table Asia-Pacific 2021 の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ベストプラクティス・グローバルライアンスへの加盟・情報収集 研修会等への参加 (延べ5名) 短期海外研修への職員派遣 (1名)

報奨旅行等誘致・開催支援事業	誘致支援事業 (補助) 4件 ・開催支援事業 (補助) 22件
島上地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業	<ul style="list-style-type: none"> オンラインイベント開催 (参加者数26名) セミナーの開催 (参加者数19名) フレムトリップ (招聘者5名)
ユニークベニュー魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ユニークベニューショーケースイベントのオンライン開催 (実施回数1回、参加者数259名)
ユニークベニュー会場設置支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 会場設置費等の助成3件
都市間連携によるMICE誘致の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 連携都市3県4市・企業系ビジネスイベント主催者向けオンラインセミナーの開催 (実施回数3回、延べ参加者数22名) 国際会議主催者向けサイト「About Tokyo」の運営
島上地域緑結び観光事業	<ul style="list-style-type: none"> ウェブ特設ページへの特集記事掲載 (12記事) 観光施設整備への助成1件
地域における観光まちづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 観光活性化フォーラムの開催 (オンライン参加者数404名) 観光人材育成支援研修の開催 (実施回数6回、延べ参加者数104名)
ライトアップ等情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> 観光人材育成支援研修の開催 (実施回数7回、延べ参加者数88名) 「カイトフック」 「TOKYO NIGHT Story」の制作 (38,000部) 「カイトフック」ウェブ制作
地域振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興助成4件
ウェルカムカードの作成等事業	<ul style="list-style-type: none"> 東京トラベルガイドの発行 (9言語10種類、1,400,000部)
ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業	<ul style="list-style-type: none"> ムスリム観光客向けパンフレットの発行 (13,000部) ベジタリアン観光客向けパンフレットの発行 (13,000部)
青少年の教育旅行受入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 受入意識調査の実施372件 受入説明会の実施16校 個別説明の実施9件 海外オンラインセミナー相談会への参加1回
免税店支援情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都免税店支援公式サイト」の運営
	<ul style="list-style-type: none"> 学校交流の実施・支援5件 有望市場向け相談会・意見交換会への参加3回

地域の街歩きツアー発信事業	・現地開催型街歩きツアーの開催（9ツアー、延べ参加者数103名） ・オンライン街歩きツアーの開催（14ツアー、延べ参加者数199名）	
観光事業者向けワンストップ支援センターの運営事業	・観光産業総合支援ウェブサイト の開設運営 ・「東京観光産業ワンストップ支援センター」の設置・運営（相談受付件数794社、専門家派遣件数64社） ・観光経営力強化セミナー等による情報発信33回	

(注) 招待旅行

事業名	令和3年度	令和4年度
東京の魅力発信プロジェクト事業	—	・東京グランプリアコン「Tokyo Tokyo Old Meets New」を活用したPR事業の連携実施5件 ・連携先27自治体、6社 ・協議会の開催12回 ・東京を起点とした観光ルートの設定（4ルート） ・共同招待旅行の実施（招聘者8名） ・共同ウェブサイトの運営
東京から日本の魅力新発見事業	・共同ウェブサイトの運営 ・パンフレットの増刷（2,301部）	・PR映像の製作・配信（27本） ・オンライン商談会の実施（参加者数26自治体、22社） ・ウェブサイトを「Japan Sports Journey」の運営 ・SNSによる情報発信（読者数109,171件）
国際スポーツ大会を契機とした観光振興事業	・ウェブサイトを「Japan Sports Journey」の運営 ・SNSによる情報発信（読者数89,173件）	・連携先5自治体 ・協議会の開催4回 ・共同ウェブサイトの運営 ・有力旅行サイト内特設ページ設置 ・オンラインセッションの開催（参加者数235名） ・商談会の実施（実施回数3回、延べ商談件数196件） ・SDGs関連デジタルパンフレット制作
世界自然遺産を活用した観光振興事業	・連携先4自治体 ・協議会の開催4回 ・共同ウェブサイトの運営 ・有力旅行サイト内特設ページ設置 ・オンラインセッションの開催（参加者数169名） ・商談会の実施（実施回数2回、延べ商談件数60件）	

渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携事業	・連携先3自治体 ・大阪府との連携事業（二大都市の魅力を対比したPRキャンペーンの実施） ・和歌山県・新潟県との連携事業（有力オンラインメディア内特設ページ設置等）	・連携先3自治体 ・大阪府との連携事業（二大都市の魅力を対比したPRキャンペーンの実施） ・和歌山県・新潟県との連携事業（有力オンラインメディア内特設ページ設置等）
東京と近隣県の魅力再発見事業	・連携先2自治体 ・観光ルートの設定（8ルート） ・旅行情報サイトへの特設ページ設置 ・参加型キャンペーンの実施（参加者数1,022名）	・連携先2自治体 ・観光ルートの設定（9ルート） ・旅行情報サイトへの特設ページ設置 ・参加型キャンペーンの実施（参加者数3,463名）
多摩地域におけるMICEイベント開催事業	・MICE専門人材育成講座（基礎・実践）の実施（実施回数19回、参加者数220名） ・MICEフロンティア育成プログラム等成支援（海外の育成プログラム等参加費用等助成）3件 ・国際会議主催者向けMICE施策紹介パンフレットの制作（5,000部）	・MICE専門人材育成講座（基礎・実践）の実施（実施回数19回、参加者数179名） ・MICEフロンティア育成プログラム等成支援（関連資格の取得費用助成）1件 ・国際会議主催者向けMICE施策紹介パンフレットの改訂（5,000部）
MICE専門人材育成事業	・MICE専門人材育成講座（基礎・実践）の実施（実施回数19回、参加者数220名） ・MICEフロンティア育成プログラム等成支援（海外の育成プログラム等参加費用等助成）3件 ・国際会議主催者向けMICE施策紹介パンフレットの制作（5,000部）	・MICE専門人材育成講座（基礎・実践）の実施（実施回数19回、参加者数179名） ・MICEフロンティア育成プログラム等成支援（関連資格の取得費用助成）1件 ・国際会議主催者向けMICE施策紹介パンフレットの改訂（5,000部）

(3) 出せん金事業の主な実績
ア 観光インフラ整備推進事業

事業名	事業の概要	令和3年度	令和4年度
区市町村観光インフラ整備支援補助金	外国人観光客向け受入環境の整備に要する経費の補助	交付決定37件 助成実績35件	交付決定45件 助成実績11件
宿泊施設バリアフリー化支援補助金	バリアフリー化の整備に要する経費の補助	交付決定77件 助成実績72件	交付決定6件 助成実績41件
宿泊施設非接触型サービス等導入支援補助金	非接触型サービスの導入経費や感染防止策に要する経費の補助	交付決定505件 助成実績536件	—
インバウンド対応力強化支援補助金	宿泊施設、飲食店等が実施する外国人観光客向け受入環境の整備に要する経費の補助	交付決定56件 助成実績32件	交付決定20件 助成実績42件
デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業	街なかで観光情報等を多言語（4言語5種類）で提供する高機能型観光案内標識（デジタルサイネージ）40基の運用		

イ 地域観光振興事業

事業名	事業の概要	令和3年度	令和4年度
東京ライオンツアー発信プロジェクト	①民間事業者・区市町村等が実施する建造物等のライオンツアーモデル事業費の助成 ②観光協会等が行う春・秋のライオンツアーモデル事業費の助成	交付決定 ①0件 ②13件 助成実績 ①1件 ②6件	交付決定 ①11件 ②15件 助成実績 ①0件 ②12件
新たなツアーリズム開発支援事業	多摩・島上地域における体験型・交流型の要素を取り入れたツアー開発する民間事業者等の取組をモデルプロジェクトとして継続助成	交付決定4件 助成実績5件	交付決定1件 助成実績2件
キャンシユセスを活用した島上地域観光促進事業	・プレミアム付宿泊旅行商品券(しまぼ通貨)の販売 ・キャンシユセスを活用した誘客促進キャンペーンの実施	—	—
ナイトライン観光振興助成	観光関連団体等が行うナイトラインイベント・PR等の取組への助成	助成実績5件	—
都内観光促進事業	新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した都民の都内観光に係る旅行商品等への定額助成	宿泊旅行 17,384泊 日帰り旅行 98回 (注)	宿泊旅行 286,744泊 日帰り旅行 28,417回 (注)
高齢者滞在支援事業	高齢者の家庭内での新型コロナウイルス感染症を防ぐため、同居家族と一定期間離れて都内宿泊施設に滞在する費用への定額助成	—	4,970泊 (注)

(注) 当該年度に助成対象となった泊数及び回数

ウ 被災地応援ツアー

項目	概要	令和3年度	令和4年度
宿泊・日帰り旅行支援	都内旅行事業者を通じて購入した福島県への宿泊旅行と日帰り旅行に対して、旅行代金を補助	—	宿泊旅行 1,753泊 日帰り旅行 216人
福島県教育旅行復興支援	福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内学校等が実施する福島県への教育旅行のバスに要する経費への助成	—	助成実績14件

エ 国際会議誘致・開催支援

事業名	事業の概要	令和3年度	令和4年度
国際会議誘致資金助成	国際会議主催者に対する誘致活動経費への助成	—	助成実績2件

国際会議開催資金助成	国際会議主催者に対する開催資金への助成	—	助成実績8件
国際会議開催支援プログラム(誘致支援事業)	国際会議主催者に対する開催支援プログラムの提供	—	補助実績6件

オ MICE施設の入環境整備支援事業

事業の概要	令和3年度	令和4年度
東京都内に所在するMICE施設の機能強化につながる設備の導入等に要する経費の助成	助成実績5件	助成実績6件

カ ユニークベニュー施設の入環境整備支援事業

事業の概要	令和3年度	令和4年度
ユニークベニューの会場となる施設の機能強化につながる設備の導入等に要する経費の助成	助成実績4件	助成実績3件

キ MICE拠点育成支援事業

事業の概要	令和3年度	令和4年度
都が指定する東京ビジネスインベント先進エリアが取り組むMICEの受入体制強化に資する提案事業への助成	交付決定3件	交付決定3件

ク 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援

事業の概要	令和3年度	令和4年度
都が指定する多摩ビジネスインベント重点支援エリアが取り組むMICEの受入体制強化に資する提案事業への助成	交付決定1件	交付決定2件

ク 島上地域におけるMICE誘致促進事業

事業名	事業の概要	令和4年度
島上地域におけるMICE誘致資金助成	島上地域におけるMICE主催者に対する誘致活動経費への助成	交付決定1件
島上地域におけるMICE開催資金助成	島上地域におけるMICE主催者に対する開催資金への助成	交付決定1件
島上地域におけるMICE開催支援プログラム	島上地域におけるMICE主催者に対する開催支援プログラムの提供	交付決定1件

ク 次世代MICE開催支援事業・ハイブリッド型会議等開催支援事業

事業の概要	令和4年度
デジタル技術等の先端テクノロジーを活用したMICE開催に要する経費への助成	交付決定3件
ハイブリッド会議(物理的な会議会場において対面形式とオンライン形式の併用により複数人が参加することができる会議)等の開催に要する経費への助成	交付決定10件

ナ 東京観光の魅力発信キャンペーン事業

事業の概要	令和3年度
国内メディアを活用した記事出稿	国内旅行雑誌への記事出稿（冊子及びオンライン）
「Tokyo Tokyo」を活用した魅力発信キャンペーン	Tokyo Tokyo 公式サイト内にキャンペーン特設サイトを掲載

シ 国内向け誘客の新たな展開事業

事業の概要	令和4年度
国内メディアを活用した記事出稿	新聞（全国紙2紙）への記事出稿（紙面及びオンライン）

ス 全国旅行支援を活用した地域観光支援事業

事業の概要	令和4年度
都内観光に係る旅行商品等に対する定額助成	宿泊旅行クーポン 3,470,306泊 クーポン 9,342百万円（注）

（注）当該年度に助成対象となった泊数及び金額

セ 観光産業の活性化推進事業

事業名	事業の概要	令和4年度
宿泊施設活用促進事業	宿泊事業者が経営環境の変化や多様な顧客ニーズに対応するために行う需要創出・収益力向上に資する取組に要する経費の補助	交付決定20件 助成実績3件
アトマイサーを活用した観光事業者支援事業	観光事業者が専門家から助言を受けて行う経営改善や新しい事業の展開に向けた取組に要する経費の補助	交付決定86件 助成実績7件
観光事業者のデジタル化促進事業	観光事業者が行うデジタル技術を活用した生産性向上や旅行者の利便性向上につながる新たなサービス提供に対する取組に要する経費の補助	交付決定11件 助成実績1件

三宅村商工会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	三宅村商工会	令和5年4月21日	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和46年6月 法人設立 平成12年9月 三宅島噴火により立川市に避難 平成17年2月 三宅島噴火の避難解除による帰島	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 商工業に関する講習会・展示会等の開催 商工業に関する調査研究 	
所在地	東京都三宅島三宅村坪田1271番地1	
組織・人員	会員203名で組織され、役員30名（会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名、全て非常勤） 事務局職員4名	
都との関係	補助金（表1） （産業労働局）	2,270万余円（令和3年度交付額） 2,432万余円（令和4年度交付額）
	補助金（表1） （生活文化スポーツ局）	30万円（令和3年度交付額） 30万円（令和4年度交付額）

（注1）上記数値等は令和5年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東京都小規模事業経営支援事業補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費(補助率：10/10以内)	22,909	22,706	24,328
地区花火大会事業補助金	地区花火大会事業補助金交付要綱	区市町村が主催又は補助する花火大会に要する経費	-	300	300
合計			22,909	23,006	24,628

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者(注)の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融総旋	記帳指導
令和2年度	584	461	3	11	28	160
令和3年度	491	443	2	11	7	160
令和4年度	402	501	6	11	8	160

(イ) 地域活性化事業

事業内容

経営改善普及事業を実施するにあたり、事業の円滑な遂行のための指導環境の推進

イ 地区花火大会事業	事業内容
地区花火大会事業	地区花火大会事業
ふれあいランド三宅島 マリンスコーレ21フ ェスタイバル花火大会	島民の福利の向上と三宅島のイメージアップを図り、観光産業に資するとともに郷土芸能の保存、継承、継承者の育成に努めることを目的として実施する事業 (令和3年度：718発、令和4年度：564発)

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
経営改善普及事業(経営相談事業)	18,609	18,412	20,122	
経営改善普及事業(地域活性化事業)	4,347	4,573	4,622	
地区花火大会事業	-	3,800	2,750	

小笠原島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	小笠原島漁業協同組合	令和5年6月7日	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業等

2 団体の概要

設立の目的	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき昭和43年10月に設立された法人であり、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的地位を高めることを目的として設立				
主な沿革	昭和43年10月 設立				
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給及び共同利用に関する施設の設置 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売 				
所在地	東京都小笠原村父島字奥村35番地1				
組織・人員	組合員44名で組織され、役員8名（代表理事組合長1名、副組合長1名、理事4名、監事2名）、職員11名で構成されている。				
補助金（表1）（産業労働局）	4,400万余円（令和3年度交付額）、1,167万円（令和4年度交付額）				
都との関係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公の施設の管理運営（表2）（港湾局）</th> <th>利用料金制（注2）のため、指定管理料の支出はない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者運営状況評価</td> <td>令和3年度：B</td> </tr> </tbody> </table>	公の施設の管理運営（表2）（港湾局）	利用料金制（注2）のため、指定管理料の支出はない	指定管理者運営状況評価	令和3年度：B
公の施設の管理運営（表2）（港湾局）	利用料金制（注2）のため、指定管理料の支出はない				
指定管理者運営状況評価	令和3年度：B				

（注1）上記数値等は令和5年3月31日現在

（注2）指定管理者の収入となる利用料金を管理業務の財源に充てる制度

（表1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象（補助率）	交付額		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
硫黄島関連漁業対策事業費補助金	硫黄島関連漁業対策事業費補助金交付要綱	自衛隊施設により漁業活動が制限されることに伴う損失を緩和するための施設整備費に対する補助（補助率：10/10以内）	159,020	44,005	11,670

（表2）公の施設の管理運営状況

施設名	二見漁港桟橋（1）外8施設
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	利用料金制のため、委託料の支出はない

第3 監査の結果

1 補助対象事業等の執行に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業及び公の施設の管理運営事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証のよう等を抽出により検証した。その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

ア 補助事業の実績等

（単位：千円）

事業内容	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
冷蔵施設工事及び工事監理			
水産物保管施設（地上1階建、建築面積434.62㎡）	159,020	-	-
漁業用無線施設工事			
船舶局27MHz帯25W無線機40基	-	44,005	-
漁具倉庫設計			
漁具倉庫2棟（建築面積90㎡及び360㎡）新設、既存漁具倉庫解体撤去（330㎡）に係る設計委託	-	-	11,670

イ 公の施設の管理運営の実績等

施設名	二見漁港棧橋 (1) 外 8 施設		
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで		
目的	二見漁港における施設の利用等に関する管理運営		
施設規模	1	二見漁港棧橋 (1)	
	2	二見漁港棧橋 (2)	
	3	二見漁港船揚場 (1号)	
	4	二見漁港船揚場 (1号-その2)	
	5	二見漁港船揚場 (2号)	
	6	二見漁港護岸 (保安署構) 前面泊地	
	7	二見漁港護岸 (赤間集) 前面泊地	
	8	二見漁港護岸 (野積場前) 前面泊地	
	9	二見漁港中央防波堤内側泊地	
業務内容	1	施設の利用の受付及び案内に関する業務	
	2	施設の維持管理及び修繕に関する業務	
	3	施設の利用の届出の受理に関する業務	
	4	施設の利用の許可に関する業務	
	5	利用許可の取消し又は条件の変更に関する業務	
	6	施設を利用する者から施設の利用に係る料金を收受する業務	
	7	その他、知事が特に必要と認める業務	
年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
収入	利用料金収入	7, 141, 200 円	6, 946, 000 円
	人件費	5, 520, 000 円	6, 120, 000 円
支出	消耗品費・雑費等	1, 585, 666 円	718, 701 円
	合計	7, 105, 666 円	6, 838, 701 円
	収支差額	35, 534 円	107, 299 円

第 4 出資団体別監査結果

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているか、また、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和5年10月13日から 同月24日まで	令和3年度及び令和4年度 の事業
局	福祉局	令和5年10月11日及び 同月26日	

2 団体の概要

設立の目的	創設
創意工夫をこらした多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重しながら提供することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成10年6月に設立	平成10年6月 事業団設立 本部事務局を新宿区河田町に設置 平成10年7月 東京都町田福祉園を運営受託 平成11年4月 東京都障害者(児)施設12か所を運営受託 平成12年4月 東京都児童養護施設10か所を運営受託 平成18年4月 東京都児童養護施設(9か所)、東京都障害者(児)施設(9か所)を指定管理者として運営開始
主な沿革	

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 第1種社会福祉事業 児童養護施設、障害児入所施設、障害者支援施設 第2種社会福祉事業 短期入所事業、共同生活援助事業、子育て短期支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業 公益事業 知的障害者短期入所事業、知的障害者就労支援事業、障害者(児)日中一時支援事業 <p>各事業実施の施設の概要については、(表1)参照</p>
所在地	東京都新宿区大久保三丁目10番1号
組織	本部事務局、12施設
人員	役員11名(理事長1名、理事8名、監事2名、常勤3名) 職員1,262名
出えん	基本財産1,000万円のうち、1,000万円(100%)
補助金(表2)	15億7,124万5千円(令和3年度交付額) 35億6,318万5千円(令和4年度交付額)
負担金(表3)	138万5千円(令和3年度交付額) 121万円(令和4年度交付額)
経営収益に占める都からの収益(表4)	経営収益111億5千5百万円のうち、97億5千5百万円(87.6%)
財産の貸付(表5)	建物の一部(9,45㎡)を50%減額で使用許可 建物(4,014.74㎡)及び工作物を無償貸付
職員の派遣等	常勤職員233名を都から派遣(うち2名は常勤役員を兼務) 常勤役員1名及び非常勤職員10名が都退職者
東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
公の施設の管理運営(表6)	76億6,677万5千円(令和3年度指定管理料) 84億7,928万5千円(令和4年度指定管理料)
指定管理者運営状況評価	令和3年度：A、B 令和4年度：A、B(施設により評価が異なる)

(注) 上記数値等は令和5年3月31日現在

(表1) 運営施設の概要

施設名	施設種別	定員 (人)	所在地	指定管理期間
石神井学園	児童養護施設	130	東京都練馬区	令和2年度か ら令和11年 度まで
小山児童学園	児童養護施設	64	東京都東久留米市	
船形学園	児童養護施設	64	千葉県船山市	
八街学園	児童養護施設	64	千葉県八街市	
勝山学園	児童養護施設	64	千葉県安房郡鋸南町	
片瀬学園	児童養護施設	48	神奈川県藤沢市	令和3年度か ら令和7年度 まで
七生福祉園	障害児入所施設	156	東京都日野市	平成30年度から 令和4年度まで 令和5年度から 令和9年度まで
	障害者支援施設 (施設入所支援)	156		
	障害者支援施設 (生活介護)	156		
東村山福祉園	障害者支援施設 (生活介護)	6	東京都東村山市	令和3年度か ら令和7年度 まで
	障害者支援施設 (就労移行支援)	14		
千葉福祉園	障害児入所施設	48	千葉県袖ヶ浦市	令和3年度か ら令和7年度 まで
	障害者支援施設 (施設入所支援)	320		
	障害者支援施設 (生活介護)	320		
八王子福祉園	障害者支援施設 (施設入所支援)	160	東京都八王子市	
	障害者支援施設 (生活介護)	180		
	障害者支援施設 (生活介護)	53		
日野養護園 (令和5年5月か ら「立川養護園 はこころの宮」 として運営)	障害者支援施設	50	東京都日野市 (令和5年5月から 東京都立川市)	自主運営事業
希望の郷 東村山	障害者支援施設	80	東京都東村山市	

(表2) 補助金の交付状況

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額 (単位：千円)		
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
運営費補助金	運営費補助金 交付要綱	職員費及び事務費 (補助率：必要額)	410,913	480,609	533,173
民間移譲施設 整備補助金	民間移譲施設 整備費補助金 交付要綱	建物改築等経費 (補助率：7/8～10/10)	—	512,834	2,253,205
障害者支援施設 等デジタル技術 等活用支援事業 補助金	障害者支援施設 等デジタル技術 等活用支援事業 補助金 交付要綱	デジタル機器、ロボット 介護機器の導入経費 (補助率：2/3)	—	—	1,612
障害者支援施設 等の停電時にお けるBCP運用等 支援事業補助金	高齢者・障害 者支援施設等 の停電時にお けるBCP運用 等支援事業補 助金交付要綱	停電時の事業継続等に資 する省エネ・再エネ機器 等の設置経費 (補助率：3/4)	—	—	715
障害者支援施設 デジタル技術等 活用支援事業 補助金	障害者支援施設 等デジタル技術 等活用支援事業 補助金 交付要綱	デジタル機器、ロボット 介護機器の導入経費 (補助率：2/3)	—	1,306	—
日野養護園建物 維持管理経費補 助金	日野養護園建 物維持管理経 費補助金交付 要綱	建物維持管理経費 (補助率：1/2～10/10)	24,582	25,833	25,367
社会福祉事業団 事業推進補助金	東京都社会福 祉事業団事業 推進費補助金 交付要綱	自主運営施設の運営、施 設整備に要する経費 (補助率：10/10)	—	—	185,195
民間社会福祉施 設サービス推進 費補助金	東京都民間社会 福祉施設サービ ス推進費補助金 交付要綱 (障害 者支援施設)	施設運営、施設整備に要 する費用 (補助率：10/10)	543,652	541,441	540,848
福祉・介護職員 処遇改善臨時特 例交付金	福祉・介護職 員処遇改善臨 時特別交付金 交付要綱	福祉・介護職員に対する 賃金改定に要する経費 (補助率：10/10)	—	2,764	8,432
障害者支援施設 等物価高騰対策 支援金	令和4年度障 害者支援施設 等物価高騰対 策支援金交付 要綱	対象期間内の食糧費、光 熱水費、燃料費 (補助率：基準額の 10/10)	—	—	3,738
障害者グループ ホーム体制強化 支援事業補助金	障害者グルー プホーム体制 強化支援事業 補助金交付 要綱	体制強化に要する職員費 (補助率：10/10)	—	—	5,750

新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等	各種要綱	15,799	6,461	5,153
合計		994,946	1,571,248	3,563,189

(表3) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額	
			令和2年度	令和3年度
立川療護園はごろもの音新築工事に伴う障害物撤去工事等の費用負担	協定	立川療護園はごろもの音新築工事に伴う障害物撤去工事等 (負担割合：10/10)	1,210	1,386
				1,386
立川療護園はごろもの音新築工事に伴う既存フェンス撤去工事等の費用負担	協定	立川療護園はごろもの音新築工事に伴う既存フェンス撤去工事等 (負担割合：10/10)	1,386	1,210
合計			1,386	1,210

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	10,109	100	10,058	100	11,177	100
都からの収益	8,789	86.9	8,725	86.7	9,788	87.6
受取補助金	994	9.8	1,057	10.5	1,307	11.7
受取負担金	-	0	1	0.0	1	0.0
管理運営受託収益等	7,795	77.1	7,666	76.2	8,479	75.9
他の収益	1,319	13.1	1,333	13.3	1,388	12.4
社会福祉事業会計	10,080	99.7	10,030	99.7	11,148	99.7
都からの収益	8,787	86.9	8,723	86.7	9,785	87.6
受取補助金	994	9.8	1,057	10.5	1,307	11.7
受取負担金	-	0	1	0.0	1	0.0
指定管理料	7,792	77.1	7,664	76.2	8,477	75.8
他の収益	1,293	12.8	1,306	13.0	1,362	12.2
公益事業等会計	28	0.3	28	0.3	28	0.3
都からの収益	2	0.0	1	0.0	2	0.0

管理運営受託収益等 他の収益	2	0.0	1	0.0	2	0.0
		26	0.3	26	0.3	26

(注) 東京都社会福祉事業団の会計は、社会福祉事業(管理部門含む)に係る収支を社会福祉事業会計、公益事業に係る収支を公益事業会計に区分している。

(表5) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産 使用許可	八王子福祉園	指定管理施設内における 自主事業(相談支援事業)実施		9.45	7
普通財産 貸付	日野療護園	障害者施設の運営	4,014.74		無償

(注) 八王子福祉園：公共の福祉に供するため、使用料の50%を減額
 日野療護園：福祉保健局が所管する都立施設の改革に伴う財産処理方針(平成20年3月24日知事決定)に則り無償

(表6) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京都石神井学園 (東京都練馬区石神井台3丁目35番23号)	令和2.4.1 ～令和12.3.31	675,667	619,534	728,107
東京都小山児童学園 (東京都東久留米市野火止2丁目22番26号)	令和2.4.1 ～令和12.3.31	387,851	406,981	407,013
東京都船形学園 (千葉県船山市船形1344番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	303,133	375,932	353,204
東京都八街学園 (千葉県八街市八街に151番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	410,231	380,040	430,099
東京都勝山学園 (千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	374,660	292,774	322,911
東京都片瀬学園 (神奈川県藤沢市片瀬4丁目9番38号)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	266,037	250,231	263,883
東京都七生福祉園 (東京都日野市程久保843番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	1,369,276	1,373,499	1,501,807

東京都東村山福祉園 (東京都東村山市茨山町1丁目35番1号)	平成30.4.1 ～令和5.3.31 令和5.4.1 ～令和10.3.31	721,034	698,818	785,690
東京都千歳福祉園 (千葉県袖ヶ浦市代宿8番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	1,781,342	1,785,775	1,980,807
東京都八王子福祉園 (東京都八王子市西寺方町76番地)	令和3.4.1 ～令和8.3.31	1,505,777	1,483,190	1,705,759
合計		7,795,011	7,666,778	8,479,284

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、社会福祉法人東京都社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の事業について、主に、出えんの目的に沿った運営が適切になされているか、また、指定管理事業について、事業の趣旨に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

事業団は、運営する施設の利用者及び児童が、かけがえない個人として尊重され、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、「利用者本位のサービスの徹底・一人ひとりに寄り添った支援」、「東京の福祉のテーマイネットを担う」、「地域との連携・地域福祉の向上」を経営理念として掲げ、法人経営を行っている。

事業団は、児童養護施設6施設、障害者(児)施設4施設、計100の都立施設について、指定管理者として管理運営している。

また、自主運営施設として障害者支援施設2施設を運営しているほか、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援事業といった自主事業を実施している。

各施設の運営に当たっては、利用者アンケートや福祉サービス第三者評価を実施し、サービスの向上に努めているところであるが、指定管理事業の管理運営はもとより、都立施設の民間移譲の方針を鑑み、その移譲先として機能できるよう、自主運営事業についても効果的、効果的な事業運営を進めていくことが望まれる。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度	令和3年度		令和4年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
サービス活動収益	10,109	10,058	△ 50	△ 0.5	11,117	1,118	11.1
サービス活動費用	9,860	9,737	△ 123	△ 1.2	10,955	1,217	12.5
当期サービス活動増減差額	248	320	72	28.9	221	△ 99	△ 30.9
資産合計	11,341	12,413	1,072	9.5	16,658	4,244	34.2
負債合計	2,371	2,750	379	16.0	4,709	1,958	71.2
純資産合計	8,970	9,662	692	7.7	11,949	2,286	23.7

ア 収益及び費用の状況

令和4年度における収支状況は、サービス活動収益が11億1,700万余円、サービス活動費用が10億9,500万余円、増減差額は2億2,100万余円となっている。

主な収益は、指定管理料収入が8億4,900万余円、補助金収入が1億3,200万余円であり、事業団の経常収益は、都からの指定管理料及び補助金でほぼ全額占められている。費用は人件費が7億9,400万余円、施設運営に係る事業費が1億6,800万余円であり、人件費の割合が高く占めている。

令和3年度から4年度にかけて、福祉人材の処遇改善の観点から給与の改定を実施したこと、また令和4年度は光熱費が大幅に増加したことなどから、当期サービス活動増減差額が減少している。

イ 財政状態

令和4年度における財政状況は、現金預金、建物等、資産合計16億5,800万余円、事業未払金等、負債合計4億7,900万余円、純資産合計が、1億9,900万余円となっている。

資産の内訳は、現金預金等の流動資産が4億4,700万余円、建物等の固定資産が11億1,000万余円となっている。

負債の内訳は、事業未払金等の流動負債が3億7,100万余円、退職給付引当金等の固定負債が9億3,700万余円となっている。

純資産の内訳は、国庫補助金等特別積立金が4億9,200万余円、その他の積立金が5億3,800万余円、次期繰越増減差額の1億8,000万余円に基本金1,000万円となっている。

令和3年度から4年度にかけて、資産、負債、ともに増加しているが、日野菜穂園の建物老朽化等に伴い、新築・移転して令和5年5月に運営開始された「立川康護園はごろも音」建築工事の実施により、完了部分が資産として、年度末時点における未払金が負債として、大きく影響している。

(3) 事業運営に関する評価

指定管理者制度が導入された平成18年度に、事業団が指定管理者として管理運営していた施設は18施設あったが、令和4年度末までには8施設が都から民間に移譲された(うち1施設を事業団が引き受け、直営施設とした)。都は今後も、民間でできることは民間に委ねるという方針により、都立施設のさらなる改革を進めることとしている。

このため、事業団は、都の動向を踏まえつつ、政策連携団体に求められる、高い専門性を發揮するプロフェッショナル集団となり、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を着実に果たしていく、としている。

今後、更なる都立施設の移譲先として機能できるよう、自立的経営基盤の確立と、より主体的な事業展開を検討していく必要がある。

現在、事業団は自主運営施設として2施設を運営しており、両施設ともに、国からの給付費における加算をすべて取得するなど、運営努力を行っているところであるが、引き続き自律的な経営基盤の強化のため、ランニングコストの低減や事務の効率化を図っていくことが求められる。

また、事業団の職員の状況について見たところ、平成18年3月時点では、全職員に占める都派遣職員の割合は91.9% (職員数1,516人、うち都派遣職員数1,393人)であったが、令和5年3月時点では、18.5% (職員数1,262人、うち都派遣職員数233人)となり、前回監査時(平成27年)の40.3% (職員数1,158人、うち都派遣職員数467人)からも更に急速に都派遣職員から固有職員へと移行している状況が見られる。

また、福祉職固有職員の平均在職年数等の状況を踏まえ、事業団が将来にわたって質の高いサービスを提供し続けていくためには、これまで蓄積してきた利用者支援の技術、ノウハウ等を迅速、的確に職員へ伝えていくことはもとより、指導に当たる中堅・幹部職員の育成や、採用活動の充実など、人材の育成と確保の強化が求められる。

さらには、利用者・児童の権利擁護の意義を強く認識し、虐待防止の意識や取組を組織全体に浸透させるとともに、事故の防止に努め、安全な施設運営を継続させることも求められる。事業団は引き続き、公益性を確保しながら、運営体制の強化を図り、より一層効率的で、かつ利用者・児童が安全に施設利用を継続できる事業運営を行う必要がある。

2 指商事項

(1) 団体

ア 空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの
片瀬学園(以下「学園」という。)は、学園内の空調機について、表7の契約を締結している。

これら契約について見たところ、新しい空調機の設置だけではなく、既設機器の撤去及び処分(既設機器に係るフロン回収を含む)を行うこととしている。このため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)に基づき、既設機器を廃棄する際には、表8のとおり、都道府県知事の登録を受けている第一種フロン類充填回収業者(以下「回収業者」という。)に園が自ら引き渡すか、回収業者への引渡しを他者に委託し、適正な処理がなされたことを確認する必要がある。

表7の契約の受注者は、回収業者ではないため、学園は法第43条に定める委託確認書、再委託承諾書の交付等をし、回収が終わったら回収業者から引取証明書の交付を受けることとなるが、学園ではフロンに係る行程管理についての手続が行われておらず、監査日(令和5年10月23日)現在、処理の状況が確認できない。

また、いずれの契約においても仕様書で、工事箇所の工事前、工事中、工事後の写真撮影を行い、整理して提出することとしているが、学園は、これらが提出されていないにもかかわらず、履行完了として契約金額を支払っており適正でない。

学園は、空調機改修等工事契約を適正に行われない。
(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(表7) 契約の概要

項番	件名	契約日	履行期限	契約金額
1	児童棟空調機取替工事	令和4年8月1日	令和4年12月28日	857,000
2	児童棟空調機改修工事	令和4年10月14日	令和5年3月31日	1,389,500

(単位：円)

(表8) 法で定められている行程管理制度

第一種特定製品廃棄等実施者(第一種特定の廃棄等を実施する者)の役割
・第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は、回収依頼書を、第一種フロン類回収業者の登録を持たない、設備業者、解体業者、販売業者等(第一種フロン類引渡委託者)に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存しなければならない。(法第43条)
・第一種フロン類引渡委託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合は、第一種特

定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存しなければならない。
 （法第43条）

・フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存しなければならない。（法第45条）

イ 消防用設備について不良と判定された箇所は是正をすべきもの

石神井学園（以下「学園」という。）は、学園に設置されている消防用設備等の機能を有効な状態に維持し、火災発生時の利用者等の安全を確保するため、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に基づき消防用設備等の維持管理を行っており、また、学園は、表9の契約により、法第17条の3の規定等に基づく消防用設備等の点検を実施している。

ところで、表9の契約における点検結果等について見たところ、表10のとおり不良と判定された設備について、監査日（令和5年10月24日）現在、対応がされていないことが認められた。これらは、遡って確認できる平成30年の点検から指摘されているものであり、少なくとも5年にわたって対応がされていない状況となっており、利用者等の安全を損なう可能性がある状態が継続していることは、適正でない。

また、法第17条では、防火対象物の所有者は、消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう維持しなければならないと規定していることから、不良と判定された設備について、長期間対応されない状況は、利用者等の安全確保の面からも問題である。

学園は、消防用設備の不良と判定された箇所について、速やかに必要な改善を行わたい。

（表9）契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
	令和3.4.1～令和4.3.31	706,200
消防用設備点検委託	令和4.4.1～令和5.3.31	594,000

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）
 （単位：円）

（表10）不良と報告されたものの対応がされていない設備

設備名	不良の状況	不良の始期
自動火災報知設備	同時点灯するものや点灯しないものあり 副受信機と受信機に表示が異なる箇所あり	
消防機関へ通報する火災報知設備	未点検箇所あり 応答ランプ点灯なし メッセージアラームが流れない	少なくとも平成30年から5年間不良の状態が継続している。
非常警報器具及び設備	リモート（注）不良 リモート電源不良	
避難器具	使用説明図なし 未点検箇所あり	

（注）火災を知らせる放送の受信、火災場所を表示する機能を持つ端末機器で、各棟の職員が寝泊りする部屋にある。

ウ 電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの

事業団は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条に基づいて、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めている。当該規程には、点検等により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、速やかに当該電気工作物の修理等を行い、常に技術基準に適合するよう維持するものとするが定められている。

ところで、七生福祉園及び八王子福祉園は、表11のとおり、電気工作物の点検を行うっており、令和4年度の点検結果報告書を確認したところ、表12のとおり、両園において、不適合が指摘されているにもかかわらず、対応がされていないこと、七生福祉園においては、最長2年半近く対応がされていないなどの事例があること、八王子福祉園においては、不適合の始期を把握していないこと、報告内容の具体について把握していないものがあるといった状況が認められた。

このような状況は、「常に技術基準に適合する」と定める規程に照らして適正でない、両園は、電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について、速やかに必要な改善を行わたい。

（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）